

○宮崎市議会委員会等傍聴取扱要綱

平成25年5月22日
議会告示第1号

改正 平成28年5月16日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市議会基本条例（平成25年条例第38号）第10条第1項に規定する委員会等及び宮崎市議会議員政治倫理条例（平成24年条例第2号）第5条第1項に規定する宮崎市議会政治倫理審査会（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会等を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入し、係員の指示により、傍聴席に着かなければならない。

2 委員会等を傍聴しようとする者が団体である場合においては、その代表者又は責任者が、当該団体の名称及び所在地、当該代表者又は責任者の氏名並びに傍聴人員を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人（市政記者を除く。）の定員は、委員会等の長又は宮崎市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第93条に規定する分科会若しくは小委員会の長（以下「委員長等」と総称する。）がこれを定める。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会等を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会等に支障を来すと認められる者

2 児童及び乳幼児は、委員会等を傍聴することができない。ただし、引率者又は保護者が同伴する場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴するに当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会等の場における言論に対し拍手その他の手法により公然と賛否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 社会通念上保持することが認められるもののほか、委員会等の傍聴に必要なもの以外のものを携帯し、又は着用しないこと。
- (6) 携帯電話その他の情報通信機器は、音を発しない措置をとること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会等の場の秩序を乱し、又は委員会等の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、委員会等の傍聴に当たっては、写真、動画等を撮影し、録音し、又は録画してはならない。ただし、特に委員長等の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長等が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要綱に違反し、委員長等が退場を命じたとき。

附 則

この要綱は、平成25年5月22日から施行する。

附 則 (平成28年5月16日議会告示第1号)

この要綱は、告示の日から施行する。